柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	(2) 中央制御室の機能に関する説明書	
	(中央制御室の有毒ガス防護について)	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	目次	
	1. 概要	
	2. 基本方針	
	 2.1 有毒ガスに対する防護措置 	
	2.2 適用基準及び適用規格等	
	3. 中央制御室の機能に係る詳細設計	
	 1 有毒ガスに対する防護措置 	
	3.1.1 固定源に対する防護措置	
	3.1.2 可動源に対する防護措置	
	 4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価 	
	4.1 評価条件	
	4.1.1 評価の概要	
	4.1.2 評価事象の選定	
	4.1.3 有毒ガス到達経路の選定	
	4.1.4 有毒ガス放出率の計算	
	4.1.5 大気拡散の評価	
	4.1.6 有毒ガス濃度評価	
	4.1.7 有毒ガス防護のための判断基準値	・記載表現の相違
		(評価点における有書
	4.1.8 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較	ガス濃度と有毒ガス防
	4.2 評価結果	護のための判断基準値
	4.2.1 有毒ガス防護のための判断基準値との比較	とを比較して評価して
		いる点に差異はない。)
	4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ	・記載方針の相違
		(女川は, スクリー=
	別添1 固定源及び可動源の特定について	ング評価の対象となる
		有毒化学物質がアンモ
		ニア 1 種類のみである
		ことから、有毒ガス防
		護のための判断基準値
		に対する割合の和は第
		出していない。)
		・記載表現の相違
		・資料構成の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	1. 概要	
	本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」	
	という。)第38条及び第74条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する	
	規則の解釈」(以下「解釈」という。)に関わる原子炉制御室(以下「中央制御室」という。)のうち,	・申請対象の相違
	中央制御室の機能について説明するものである。	
	なお、技術基準規則第38条及びその解釈の改正に伴い、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転	
	員の対処能力が著しく低下し、安全機能が損なわれることがないよう、有毒ガスに対する防護措置につ	・記載表現の相違
	いて設計するものであり、有毒ガスに対する防護措置以外は、要求事項に変更がないため今回の申請に	
	おいて変更は行わない。	
	今回は、中央制御室の機能のうち、有毒ガスに対する防護措置について説明する。	
	2. 基本方針	
	2.1 有毒ガスに対する防護措置	
	中央制御室は, 有毒ガスが運転員に及ぼす影響により, 運転員の対処能力が著しく低下し, 安全施	
	設の安全機能が損なわれることがないよう、中央制御室内にとどまり必要な操作及び措置を行うこ	・記載表現の相違
	とができる設計とする。	
	敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質	
	(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発	
	生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)それぞれに対して有毒ガスが発生し	
	た場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。)を実施する。	
	有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(以下「有毒	
	ガス評価ガイド」という。)を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観	
	点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。	
	固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価	
	条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下	
	回ることにより、運転員を防護できる設計とする。	
	 2.2 適用基準及び適用規格等 	
	中央制御室の機能に適用する基準及び規格等は、以下のとおりとする。	
	・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発	
	第1306194号)	
	 ・有毒ガス防護に係る影響評価ガイド(平成29年4月5日原規技発第1704052号) 	
	・原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)(平成21・07・27原院	
	第1号(平成21年8月12日原子力安全・保安院制定))	
	・発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)	
	・毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	 ・消防法(昭和23年法律第186号) 	・発電所の立地条件の
	・高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)	相違による差異
	・ガス事業法(昭和29年法律第51号)	(女川は中央制御室カ
		ら半径 10km 以内に都
	3. 中央制御室の機能に係る詳細設計	市ガスがあることから
	3.1 有毒ガスに対する防護措置	「ガス事業法」につい
	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原	ても調査を実施。)
	子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、次のよう	
	な対策により中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスによる影響により、対処能力が著しく低下する	
	ことがないように考慮し、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作及び措置	・記載表現の相違
	を行うことができる設計とする。	
	中央制御室は,固定源に対しては,貯蔵容器全てが損傷し,有毒化学物質の全量流出によって発生	・記載表現の相違
	した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し,運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が,有	
	毒ガス防護のための判断基準値を下回る設計とする。	
	可動源に対しては、影響の最も大きな輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発	
	生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、	
	有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることで、運転員を防護できる設計とする。	
	なお、有毒化学物質は、有毒ガス評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る影響評価を実施し、	
	有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋	
	内保管,換気等の貯蔵状況等を踏まえ,敷地内及び中央制御室から半径10km以内にある敷地外の固定	
	源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準	
	値を設定する。固定源及び可動源の特定方法及び特定結果については、別添1「固定源及び可動源の	・資料構成の相違
	特定について」に示す。	
	3.1.1 固定源に対する防護措置	
	固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガ	・記載表現の相違
	スが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス	
	防護のための判断基準値を下回ることで,技術基準規則別記-9に規定される「有毒ガスの発生」	
	はなく、同規則に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を	
	検出した場合に自動的に警報するための装置の設置は不要とする設計とする。	
	運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることの評価につ	
	いては、「4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価」に示す。	
	3.1.2 可動源に対する防護措置	
	可動源に対しては、影響の最も大きな輸送容器が一基損傷し、有毒化学物質の全量流出によっ	
	て発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価	
	本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性がある	<u> </u>]

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることで、技術基準規則別記-9に基づく有毒	
	ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警	
	報するための装置の設置を不要とする設計とする。	
	なお、女川原子力発電所には、評価の対象となる可動源はないことを確認している。	・スクリーニング評価
		対象として特定された
	4. 中央制御室の有毒ガス濃度評価	有毒化学物質の相違
	4.1 評価条件	
	中央制御室の有毒ガス濃度評価に当たって、評価手順及び評価条件を本項において示す。	
	4.1.1 評価の概要	
	固定源から放出される有毒ガスにより、中央制御室にとどまる運転員の吸気中の有毒ガス濃度	・スクリーニング評価
	が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを評価する。	対象として特定された
	具体的な手順は以下のとおり。	有毒化学物質の相違
	(1) 評価事象は、固定源については、同時に全ての貯蔵容器が損傷し、当該全ての容器に貯蔵され	・記載表現の相違
	た有毒化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。	・スクリーニング評価
		対象として特定された
	なお、固定源について、中央制御室にとどまる運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が厳	有毒化学物質の相違
	しくなるよう評価条件を選定する。	
	(2) 評価事象に対して,固定源から発生した有毒ガスが,中央制御室換気空調系の給気口に到達す	・設備名称の相違
	る経路を選定する。	・スクリーニング評価
	(3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への放出率及び大気拡散を	対象として特定された
	計算し、中央制御室換気空調系の給気口における有毒ガス濃度を計算する。	有毒化学物質の相違
		・設備名称の相違
	4.1.2 評価事象の選定	・記載表現の相違
	固定源では、評価対象とする貯蔵容器が同時に全て損傷し、当該全ての容器に貯蔵された有毒	(有毒ガスの大気中~
	化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。	の放出率を評価してい
		る点に差異はない。)
		・記載表現の相違
		・スクリーニング評価
	4.1.3 有毒ガス到達経路の選定	対象として特定された
	固定源から発生した有毒ガスについては、中央制御室換気空調系の給気口に到達する経路を選	有毒化学物質の相違
	定する。	・スクリーニング評価
	有毒ガス到達経路を図4-1に示す。	対象として特定された
		有毒化学物質の相違
		・設備名称の相違
	本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性がある	ため公開できません。

ス放出率の計算	
は、評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量流出す よって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中への有毒ガスの放 価する。 ,運転員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、固定源の物性,保管状態,放出 気象デーク等の評価条件を適切に設定する。 には、敷地外固定源であるアンモニアは、高圧ガス保安法に基づく届出がなされている ,同法に基づく設計の容器に保管されていることを確認している。 ス容器に係る過去の事故事例からは、東日本大震災等の災害時においても、配管破損の るものの、高圧ガス容器の破損事例は認められていないことを考慮すると、内容量が瞬 放出される漏えい形態は考え難く、接続配管や接続機器からの継続的な漏えいによる放 するのが現実的と考えられる。 踏まえ、本評価においては、敷地外固定源の貯蔵量を想定される上限値に設定した上で、 原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示された実効放出継続時間のうち最も短い の放出を想定する。 において使用するアンモニアの貯蔵量は、届出情報から得られた届出種類に内容量の上 る場合は当該の数値を、上限値がない場合は、業種や冷媒種類を考慮して使用が想定さ 冷蔵機器の冷媒充填量の上限値を設定している。	対象として特定された 有毒化学物質の相違 (女川は,敷地内にス クリーニング評価の対 象となる固定源及び可 動源がない。) ・記載表現の相違
に, ス る 邡 す 躍 原 の に る 冷 の の 生	こは、敷地外固定源であるアンモニアは、高圧ガス保安法に基づく届出がなされている 同法に基づく設計の容器に保管されていることを確認している。 ス容器に係る過去の事故事例からは、東日本大震災等の災害時においても、配管破損の ちものの、高圧ガス容器の破損事例は認められていないことを考慮すると、内容量が瞬 效出される漏えい形態は考え難く、接続配管や接続機器からの継続的な漏えいによる放 するのが現実的と考えられる。 皆素え、本評価においては、敷地外固定源の貯蔵量を想定される上限値に設定した上で、 原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示された実効放出継続時間のうち最も短い の放出を想定する。 こおいて使用するアンモニアの貯蔵量は、届出情報から得られた届出種類に内容量の上 5場合は当該の数値を、上限値がない場合は、業種や冷媒種類を考慮して使用が想定さ 冷蔵機器の冷媒充填量の上限値を設定している。 D評価条件を表4-1に示す。 E直前の状態

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		の対象の相違
		(女川は, 敷地内にス
		クリーニング評価の対
		象となる固定源及び可
		動源がないことから,
		液だまりを形成して蒸
		発することに対する評
		価は実施していない。)
	本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があ	7 た は 八明 ぺ た ナ 止)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機	 女川原子力発電所第2号機 (2) 評価の対象とする固定源 有毒ガス評価ガイドに従って還定した敷地外の固定源を対象とする。 評価の対象とする敷地外の固定源を図4-2に示す。 4.1.5 大気拡散の評価 発電所敷地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定源の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。 (1) 大気拡散評価モデル 固定源から放出された有毒ガスが、大気中を拡散して評価点に到達するまでの計算は、「発電 用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示されたガウスブルームモデルを適用して評価し ており、地表面相度や建屋巻き込みの影響を考慮しない保守的な想定をしている。 相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ごとに次式のとおり 計算する。 	 ・項目番号の相違 (以降,同様の差異は 記載を省略) ・スクリーニング評価 対象として特定された 有毒化学物質の相違 ・図表番号の相違 (以降,同様の差異は 記載を省略) ・スクリーニング評価 対象として特定された 有毒化学物質の相違 ・記載表現の相違
	本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があ	てたい公用できませい

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	$\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{T} (\chi/Q)_i \cdot dS_i$	
	(建屋影響を考慮しない場合)	
	$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi}} \cdot exp(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}})$	
	(建屋影響を考慮する場合)	
	$(\chi/Q)_t = \frac{1}{\pi z_{yt} z_{zt} u_t} \cdot exp(-\frac{R^2}{2 z_{zt}})$	
	χ/Q : 実効放出継続時間中の相対濃度 (s/m ³) T : 実効放出継続時間 (h) $(\chi/Q)_i$: 時刻iにおける相対濃度 (s/m ³) $a\delta_i$: 時刻iにおける相対濃度 (s/m ³) $a\delta_i$: 時刻iにおけて風向が当該方位 d にあるとき $a\delta_i = 1$ $m = 0$ σ_{yi} : 時刻iにおける濃度分布の y 方向の拡がりのパラメータ (m) σ_{zi} : 時刻iにおける濃度分布の z 方向の拡がりのパラメータ (m) U_i : 時刻iにおける濃度分布の z 方向の拡がりのパラメータ (m) U_i : 時刻iにおける弧速 (m/s) H : 放出源の有効高さ (m) Σ_{yi} : $(\sigma_{yi}^2 + \frac{ca}{\pi})^{1/2}$ A : 建量等の風向方向の投影面積 (m ²) c : 形状係数	
	 上記のうち、気象項目(風向,風速及びσ_{yi},σ_{zi}を求めるために必要な大気安定度)については「(2)気象データ」に示すデータを用いることとする。 σ_{yi}及びσ_{zi}については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(昭和57年1月28日原子力安全委員会決定)における相関式を用いて計算する。 (2)気象データ 2012年1月~2012年12月の1年間における気象データを使用する。 なお、当該気象データの使用に当たっては、当該気象データが、当該気象データを検定年としたF分布検定により、当該気象データを除く至近10年間(2010年1月~2020年12月)の気象データと比較して特に異常な年ではないことを確認している。 	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	(3) 相対濃度の評価点	
	相対濃度の評価点は、中央制御室換気空調系の給気口とする。	・設備名称の相違
	(4) 評価対象方位	
	固定源について、放出点から比較的近距離の場所では、建屋の風下側における風の巻き込みに	・スクリーニング評価
	よる影響が顕著となると考えられる。巻き込みを生じる代表建屋としては、巻き込みの影響が最	対象として特定された
	も大きいと考えられる一つの建屋を選定する。そのため、評価対象とする方位は、放出された有	有毒化学物質の相違
	毒ガスが巻き込みを生じる代表建屋の影響を受けて拡散すること、及び巻き込みを生じる代表建	
	屋の影響を受けて拡散された有毒ガスが評価点に届くことの両方に該当する方位とする。具体的	
	には、全16方位のうち以下のa. ~c.の条件に該当する方位を選定し、全ての条件に該当する方位	・記載表現の相違
	を評価対象とする。	
	a. 放出点が評価点の風上にあること。	
	b. 放出点から放出された放射性物質が,巻き込みを生じる代表建屋の風下側に巻き込まれる	
	ような範囲に評価点が存在すること。	
	c. 巻き込みを生じる代表建屋の風下側で巻き込まれた大気が評価点に到達すること。	
	評価対象とする方位は、巻き込みを生じる代表建屋の周辺に0.5L(L:建屋の風向に垂直な面で	
	の高さ又は幅の小さい方)だけ幅を広げた部分を見込む方位を仮定する。	
	上記選定条件b. に該当する方位の選定には、放出点が評価点の風上となる範囲が対象となる	
	が、放出点が巻き込みを生じる代表建屋に近接し、0.5Lの拡散領域の内部にある場合は、放出点	
	が風上となる180°を対象とする。その上で、選定条件c.に該当する方位の選定として、評価点か	
	ら巻き込みを生じる代表建屋+0.5Lを含む方位を選択する。	
	以上により,固定源が選定条件a. ~c. に全て該当する方位はないため,巻き込みの影響はなく,	・スクリーニング評価
	評価対象は、放出点から評価点を結ぶ風向を含む1方向のみを評価対象方位とする。	対象として特定された 有毒化学物質の相違
	具体的な固定源の評価対象方位は、図4-2に示す。	・記載表現の相違
	4.1.6 有毒ガス濃度評価	
	有毒ガス濃度評価においては、中央制御室換気空調系の給気口における濃度を用いる。中央制	・設備名称の相違
	御室換気空調系の給気口に到達する有毒ガスの濃度は、「4.1.4 有毒ガス放出率の計算」及び	
	「4.1.5 大気拡散の評価」の結果を用いて,次式を用いて算出する。	
	本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性がある	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	$C_{ppm(out)} = \frac{c}{M} \times 22.4 \times \frac{T}{273.15} \times 10^6 ~(\text{ppm})$	
	(and (day) (day)	
	(液体状有毒化学物質の評価)	
	$C = E \times \chi/Q (kg/m^3)$	
	(ガス状有毒化学物質の評価)	
	$C = q_{GW} \times \chi/Q (kg/m^3)$	
	C _{ppm(out)} : 外気濃度 (ppm)	
	C : 外気濃度 (kg/m ³)=(g/L)	・記載表現の相違
	M :物質のモル質量 g/mol)	
	T : 気温 (K)	
	E : 蒸発率 (kg/s)	
	q _{cw} :質量放出率(kg/s)	
	x/Q : 相対濃度(s/m ³)	
		・スクリーニング評価
		結果の相違
		(女川は,中央制御室
		換気空調系の給気口に
		おける有毒ガス濃度
		が、有毒ガス防護のた
		めの判断基準値を超え
		ないことから, 室内に
		おける有毒ガス濃度は
	4.1.7 有毒ガス防護のための判断基準値	評価していない。)
	有毒ガス防護のための判断基準値については,有毒ガス評価ガイドの考え方に従い, NIOSH (米	・記載表現の相違
	国国立労働安全衛生研究所)で定められているIDLH値(急性の毒性限度)、日本産業衛生学会が	・スクリーニング評価
	定める最大許容濃度等を用いて、有毒化学物質ごとに設定する。固定源の有毒ガス防護のための	対象として特定された
	判断基準値を表4-3に示す。	有毒化学物質の相違
		・記載表現の相違
		(評価点における有毒
		ガス濃度と有毒ガス防
		護のための判断基準値
		とを比較して評価して
		いる点に差異はない。)
	本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があ	,

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	4.1.8 有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の合算及び判断基準値との比較	
	固定源については、固定源と評価点とを結んだ直線が含まれる1方位及びその隣接方位に固定	・記載表現の相違
	源が複数ある場合、隣接方位の固定源からの有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合を合	
	算し,合算値が1を超えないことを評価する。	・スクリーニング評価
		対象として特定された
		有毒化学物質の相違
	なお、合算に当たり、空気中にn種類の有毒ガスがある場合は、次式により、各有毒ガスの濃度	・記載表現の相違
	の、それぞれの有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の和を算出する。	(評価における隣接方
		位の固定源からの影響
	有毒ガス防護のための判断基準値に対する割合 = $\frac{c_1}{T_1} + \frac{c_2}{T_2} + \dots + \frac{c_l}{T_l} + \dots + \frac{c_n}{T_n}$	に係る考え方に差異は
	C_i :有毒ガスiの濃度	ない。)
		・記載表現の相違
	T_i : 有毒ガス i の有毒ガス防護のための判断基準値	(評価点における有毒
		ガス濃度と有毒ガス防
	4.2 評価結果	護のための判断基準値
	4.2.1 有毒ガス防護のための判断基準値との比較	とを比較して評価して
	中央制御室換気空調系の給気口における、固定源による有毒ガス濃度の評価結果を表4-4に示	いる点に差異はない。)
	す。	・設備名称の相違
	評価の結果、中央制御室換気空調系の給気口における有毒ガス濃度は、アンモニアの有毒ガス	・スクリーニング評価
	防護のための判断基準値 (300ppm) を下回る。	対象として特定された
	なお,評価の対象の固定源として考慮する有毒化学物質はアンモニア1種類であることから,有	有毒化学物質の相違
	毒ガス防護のための判断基準値に対する割合の和の算出は実施していない。	・記載方針の相違
		(女川は、スクリーニ
		ング評価の対象となる
		有毒化学物質がアンモ
		ニア 1 種類のみである
		ことから, 有毒ガス防
		護のための判断基準値
		に対する割合の和は算
	4.3 有毒ガス濃度評価のまとめ	出していない。)
	有毒ガスに対する防護措置を考慮して,運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価を行い,固定源に対	・スクリーニング評価
	して有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることを確認した。	対象として特定された
		有毒化学物質の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女	川原子力発電所第2号機		備考	
			表 4-1	固定源の評価条件(1/4))	・スクリーニング評価	
		項目	評価条件	選定理由	備考	・ スクリーーンク 評価 対象として特定された	
				有毒ガスを発生するお	有毒ガス評価ガイド	有毒化学物質の相違	
				それのある有毒化学物	3. 1. (3)	有毋化于物員の怕達	
		田台港の住地	张山 县 国 合 海	質であるアンモニアを	調査対象としている固定源		
		固定源の種類(設備名)	敷地外固定源	貯蔵する施設であり,大	及び可動源に対して、次の		
		(武順名)	(—)	気中に有毒ガスを多量	項目を確認する。		
				に放出させるおそれが	- 有毒化学物質の名称		
				あることから選定。	- 有毒化学物質の貯蔵量		
	7	有毒化学物質の	アンモニア①*	情報が得られなかった	-有毒化学物質の貯蔵方法		
		種類(濃度)	(100%)	ことから保守的に設定。	-原子炉制御室等及び重要		
					操作地点と有毒ガスの発		
					生源との位置関係(距離、		
					高さ、方位を含む。)		
					敷地外固定源は、1時間	-防液堤の有無(防液堤が	
						ある場合は、防液堤まで	
				で全量放出されるとし ているため,拡がり面積	の最短距離、防液堤の内		
		拡がり面積	_		面積及び廃液処理槽の有		
				の設定は不要。	無) (解說-5)		
					- 電源、人的操作等を必要		
					とせずに、有毒ガス発生		
					の抑制等の効果が見込め		
					る設備(例えば、防液堤内		
					のフロート等)(解説-5)		
	注						
		設を示す。	(貯蔵量:1500)	kg, 評価点から発生源を見	した方位:NW, 距離:6300m)		

柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女	川原子力発電所第2号機		備考
		表 4-1	固定源の評価条件(2/4))	・スクリーニング評価
	項目	評価条件	選定理由	備考	対象として特定された
			有毒ガスを発生するお	有毒ガス評価ガイド	有毒化学物質の相違
			それのある有毒化学物	3.1.(3)	
	固定源の種類	敷地外固定源	質であるアンモニアを	調査対象としている固定源	
	(設備名)	★地/下回足派 (—)	貯蔵する施設であり,大	及び可動源に対して、次の	
	(政师石)	(—)	気中に有毒ガスを多量	項目を確認する。	
			に放出させるおそれが	- 有毒化学物質の名称	
			あることから選定。	- 有毒化学物質の貯蔵量	
	有毒化学物質の	アンモニア②*	情報が得られなかった	-有毒化学物質の貯蔵方法	
	種類(濃度)	(100%)	ことから保守的に設定。	-原子炉制御室等及び重要	
				操作地点と有毒ガスの発	
				生源との位置関係(距離、	
			敷地外固定源は,1時間	高さ、方位を含む。)	
				-防液堤の有無(防液堤が	
				ある場合は、防液堤まで	
				の最短距離、防液堤の内	
	拡がり面積	_	で全量放出されるとし	面積及び廃液処理槽の有	
			ているため, 拡がり面積	無) (解説-5)	
			の設定は不要。	- 電源、人的操作等を必要	
				とせずに、有毒ガス発生	
				の抑制等の効果が見込め	
				る設備(例えば、防液堤内	
				のフロート等) (解説-5)	
	注記・「図 4_9	截地从田宁酒	(アンエーア)」 ホテナ時間	変施設のうち、②地点の貯蔵施	
				&施設のりら、②地点の計蔵施 見た方位:NW,距離:6700m)	
					J

柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女	川原子力発電所第2号機		備考
		表 4-1	固定源の評価条件(3/4))	・スクリーニング評価
	項目	評価条件	選定理由	備考	対象として特定された
	固定源の種類 (設備名)	敷地外固定源 (一)		 3.1.(3) 調査対象としている固定源 及び可動源に対して、次の 項目を確認する。 	有毒化学物質の相違
			あることから選定。	- 有毒化学物質の貯蔵量	
	有毒化学物質の	アンモニア③*		一有毒化学物質の貯蔵方法	
	種類 (濃度)	(100%)	AND ADDRESS AND IMPORTANCE AND ADDRESS	-原子炉制御室等及び重要	
	拡がり面積	_	敷地外固定源は,1時間 で全量放出されるとし ているため,拡がり面積 の設定は不要。	操作地点と有毒ガスの発 生源との位置関係(距離、 高さ、方位を含む。) 一防液堤の有無(防液堤が ある場合は、防液堤まで の最短距離、防液堤の内 面積及び廃液処理槽の有	
	注記*:「図 4-2	敷地外固定源	(アンモニア)」で示す貯蔵	蔵施設のうち, ③地点の貯蔵施	
	設を示す。	(貯蔵量:200k	g, 評価点から発生源を見	た方位:ESE, 距離:2400m)	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女	川原子力発電所第2号機		備考	
	Г		表 4-1	固定源の評価条件(4/4)		・スクリーニング評価	
		項目	評価条件	選定理由	備考	対象として特定された	
				有毒ガスを発生するお	有毒ガス評価ガイド	有毒化学物質の相違	
				それのある有毒化学物	3. 1. (3)		
				質であるアンモニアを	調査対象としている固定源		
		固定源の種類	敷地外固定源	貯蔵する施設であり,大	及び可動源に対して、次の		
		(設備名)	(—)	気中に有毒ガスを多量	項目を確認する。		
				に放出させるおそれが	ー有毒化学物質の名称		
				あることから選定。	-有毒化学物質の貯蔵量		
		有毒化学物質の	アンモニア④*	情報が得られなかった	-有毒化学物質の貯蔵方法		
		種類(濃度)	(100%)	ことから保守的に設定。	- 原子炉制御室等及び重要		
					操作地点と有毒ガスの発		
					生源との位置関係(距離、		
						高さ、方位を含む。)	
					-防液堤の有無(防液堤が		
				敷地外固定源は,1時間	ある場合は、防液堤まで		
				放地外固足源は,1時間 で全量放出されるとし	の最短距離、防液堤の内		
			拡がり面積	_	で主重成山されるとしているため,拡がり面積	面積及び廃液処理槽の有	
				の設定は不要。	無) (解説-5)		
				の設定は小安。	- 電源、人的操作等を必要		
					とせずに、有毒ガス発生		
					の抑制等の効果が見込め		
					る設備(例えば、防液堤内		
					のフロート等) (解説-5)		
		注記*:「図 4-2	敷地外固定源	(アンモニア)」で示す貯蔵	飯施設のうち、④地点の貯蔵施		
		設を示す	。(貯蔵量:200k	g, 評価点から発生源を見	た方位 : NNW, 距離 : 6400m)		

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		 ・スクリーニング評価
		対象として特定された 有毒化学物質の相違
		百英位于恢复少相连

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		 ・スクリーニング評価
		対象として特定された 有毒化学物質の相違
		百英位于恢复少相连

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		 ・スクリーニング評価 対象として特定された
		有毒化学物質の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価 対象として特定された
		対象として特定された 有毒化学物質の相違
		in the table table

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		 ・スクリーニング評価 対象として特定された
		有毒化学物質の相違
		<u> </u>

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		 ・スクリーニング評価 対象として特定された
		有毒化学物質の相違
		<u> </u>

柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女川原子力発電所第2	2 号機	備考
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	項 大気拡散評価モデル	表。 評価条件 ガウスプルーム モデル	女川原子力発電所第: 4-2 大気拡散計算の評 選定理由 気象指針*を参考とし て,放射性雲は風下方 向に直線的に流され, 放射性雲の軸のまわ りに正規分布に拡が っていくと仮定する ガウスプルームモデ ルを適用。	 価条件(1/4) 備考 有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び 重要操作地点での濃度評価 2)次の項目から判断して、有毒ガスの性状、放出形態に応じて、大気拡散モデルが適切に用いられていること。 一大気拡散の解析モデルは、検証されたものであり、かつ適用範囲内 	備考 ・記載表現の相違 ・評価に用いる気象デ ータの相違 ・記載表現の相違 (気象データの選定理 由に差異はない。)
	気象データ	女川原子力発電所 における1年間の 気象データ (2012.1~2012.12) ・地上風を代表す る観測点(地上 約10m)の気象デ ータ	10 年間(2010 年 1 月	重要操作地点での濃度評価 1)次の項目から判断して、評価に用 いる大気拡散条件(気象条件を含 む。)が適切であること。 -気象データ(年間の風向、風速、大 気安定度)は評価対象とする地理	
	注記*	::「発電用原子炉施設 全委員会決定)	との安全解析に関する気象	象指針」(昭和 57 年 1 月 28 日原子力安	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女川原子力発電所第	₹2 号機	備考
	項目 実効放出継続時間		故時の大気拡散の評 価式(短時間放出)の	 価条件(2/4) 備考 被ばく評価手法(内規) 解説 5.13(3) 実効放出継続時間(T) は、想定事故の種類によって放出率 に変化があるので、放出モードを考 感して適切に定めなければならない が、事故期間中の放射性物質の全放 出量を1時間当たりの最大放出量で 除した値を用いることも一つの方法 である。 	・記載表現の相違 (気象指針の想定事故 時の大気拡散の評価式 (短時間放出)を適用 し,また,保守的な結果 が得られるように実効 放出継続時間を1時間 としている点に差異は ない。)
	相対濃度の累積出現頻度	毎時刻の相対濃度 を年間について小 さい方から累積し て 97% ^{*2}	有毒ガス評価ガイド	 有毒ガス評価ガイド 4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び 重要操作地点での濃度評価 6)原子炉制御室等外評価点及び重要 操作地点での濃度は、年間の気象 条件を用いて計算したもののう 5、厳しい値が評価に用いられていること(例えば、毎時刻の原子炉 制御室等外評価点での濃度を年間 について小さい方から累積した場 合、その累積出現頻度が 97%に当 たる値が用いられていること 等。)。 	 記載表現の相違 (相対濃度の累積出現 頻度として,97%値を 基本とする方針に差異 はない。)
		全委員会決定)		被ばく評価手法(内規) 5.2.1(2)評価点の相対濃度は、毎時 刻の相対濃度を年間について小さい 方から累積した場合、その累積出現 頻度が97%に当たる相対濃度とす る。 象指針」(昭和57年1月28日原子力安 おいては,累積出現頻度98%に当たる	・評価方針の相違 (女川は,累積出現頻 度97%に当たる値が得 られない場合でも,累 積出現頻度98%に当た る値で評価してい る。)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女川原子力発電所第2号機			備考	
	項目	我 4-2 大気拡散計算の評価条件 (3/4) 項目 評価条件 選定理由 備考 項目 評価条件 選定理由 備考 月 百 街 月 月 月				
		(敷地外固定源)	発生源から評価点の	重要操作地点での濃度評価 3)地形及び建屋等の影響を考慮する 場合には、そのモデル化の妥当性 が示されていること(例えば、三次 元拡散シミュレーションモデルを 用いる場合等)。	規) に基づき建屋の 響の考慮の有無を判 している点に差異は い。)	
	の 影響	・アンモニア: 考慮しない	離隔が十分あるため。	被ばく評価手法(内規) 5.1.2(1)a) 中央制御室のように、事 故時の放射性物質の放出点から比較 的近距離の場所では、建屋の風下側 における風の巻き込みによる影響が 顕著となると考えられる。そのため、 放出点と巻き込みを生じる建屋及び 評価点との位置関係によっては、建 屋の影響を考慮して大気拡散の計算 をする必要がある。		
	巻き込みを生じる代表建屋	_	-	 被ばく評価手法(内規) 5.1.2(3)a)3) 巻き込みを生じる代表的な建屋として、表5.1に示す建屋を選定することは適切である。 表5.1 放射性物質の巻き込みの対象とする代表建屋の選定例 (第15年間に、第15年間、第15年間に関連にはないない、第15年間に、第15月間に、第15年間に、第15年間に、第15年間に、第15年間に、第1555年間に、第15556月間に、第15556月間に、第15556月間	・記載箇所の相違	

女川原子力発電所第2号機	備考
項目 評価条件 選定理由 備考	・記載箇所の相違 (女川は表 4-2(3/4)に
評 中央制御室 有毒ガス評価ガイド 有毒ガス評価ガイド 有毒ガス評価ガイド 4.4.1 原子炉制御室等外評価点 言 源気空調系給気口 応示されたとおり設 原子炉制御室等の外気取入口が設置 こ	(女川は表 4-2(3/4)に 己載。) 記載表現の相違 (評価点の設定の考え
 3.1 固定源及び可動源の調査 (3) 調査対象としている固定源及び 可動源に対して、次の項目を確認す 	Fに差異はない) - スクリーニング評価 す象の相違
評 (敷地外固定源) 点 ·アンモニア①: か 1方位:NW* 26 ·アンモニア②: 6 ·アンモニア②: 6 ·アンモニア②: 6 ·アンモニア③: 7 ·アンモニア③: 6 ·アンモニア③: 7 ·アンモニア③: 1 方位:NW* 価点を結ぶ風向を含 は、放出点から評価点を結ぶ風向を 液 ·アンモニア③: 1 方位:ESE* 象方位とする。 う。	
	支 4-2大気拡散計算の評価条件 (4/4)項目評価条件選定理由価考評価 点中央制御室 換気空調系約気口有毒ガス評価ガイド 右毒ガス評価ガイド 4.4.1 原子炉制御室等外界価点 原子炉制御室等外現面之していることを確認する。 されている位置を所足が削御室等外 評価点としていることを確認する。 たてンモニア①: 6300m有毒ガス評価ガイド 3.1 固定服及び可動源の調査 (3) 調査対象としている固定原及び 可動源に対して、次の項目を確認する。 こ っ有毒化学物質の貯蔵量 - 有毒化学物質の貯蔵量 - 有毒化学物質の貯蔵量 ・アンモニア③: 2400m万離・アンモニア③:

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機 	備考
		 ・スクリーニング評価 対象の相違
		八家の旧座

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機 	備考
		 ・スクリーニング評価 対象の相違
		八家の旧座

柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女川原子力	発電所第2号機		備考
					・スクリーニング評価 結果の相違 (女川は,中央制御室 換気空調系の給気口に おける有毒ガス濃度 が,有毒ガス防護のた めの判断基準値を超え ないことから,室内に おける有毒ガス濃度は 評価していない。)
		表 4-3 有毒ガス財	5護のための判断	基準値	 ・調査対象として特定
	有毒化学物質	有毒ガス防護のための 判断基準値	邊定理由	備考	された有毒化学物質の 相違
	アンモニア	300ppm	IDLH 値に基づ き設定。	有毒ガス評価ガイド 3.2 有毒ガス防護判断基準 値の設定 1)~6)の考えに基づき、発 電用原子炉設置者が有毒ガ ス防護判断基準値を設定し ていることを確認する。	 (アンモニアは,「IDLH 値がある:Yes」,「中枢 神経に対する影響ある:No」であることから IDLH 値を有毒ガス防 護判断基準値として設 定。)
					J

柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女川原子力	1発電所第	₿2 <i>号機</i>			備考
		表 4-4	固定源による有毒	ガス影響	評価結果(中央制	制御室)		・スクリーニング評価
	敷地外	固定源	評価点から 発生源を見た方位	放出率 (kg/s)	相対濃度 (s/m ³)	評価点にお 有毒ガス濃度* (ppm)	1, *2, *3	結果の相違
	アンモ	=70	NW	4.2×10 ⁻¹	1.7×10^{-5}	1.1×10		
	アンモ	ニア②	NW	4.2 $\times 10^{-1}$	1.6×10^{-5}	9.6×10) ⁰	
	アンモ	ニア③	ESE	5.6×10 ⁻²	2. 7×10^{-6}	(2.2×10	-1)	
	アンモ	= T (1)	NNW	5.6×10 ⁻²	4.1×10 ⁻⁰	3.3×10	-1	
		も高くなる方位 [、] す	x地外固定源が設置さ : (NW, NNW) 及びその < <皮。25℃ (298.15K) :切り上げ)隣接方位	(WNW, N) に該当し	しない方位におけ	る濃度を	
	評価点から 発 生 源 を 見 た 方 位	敷地外固定源	評価点における 有毒ガス濃度*1 (ppm)		^義 接方位を含めた ガス濃度の合計* ^{1.1} (ppm)	有毒ガス 防護のた めの判断 基準値*1 (ppm)	許平 futi	
	Ν	-	-		_	-	-	
	NNE	-	-		_	-	-	
	NE	-	-		_	-	-	
	ENE	-	-		_	-	-	
	E	-	-		_	-	-	
	ESE	アンモニア③	2. 2×10^{-1}		2.2×10 ⁻¹	300	影響なし	
	SE	-	-		-	-	-	
	SSE	-	-		-	-	-	
	S	-	-		-		-	
	SSW	-	-		-	-	-	
	SW	-	_		-	-	-	
	WSW	-	_		-	-	-	
	W	-	_		_		-	
	WNW	-	-		-	-	-	
	NW	アンモニア① アンモニア②	2.1×	101	2.2×10 ¹	300	影響なし	
	NNW	アンモニア④	3. 3×10^{-1}		2. 2×10^{1}	300	影響なし	
		定源がない方位 効数字3桁目を	に"ー"と記載 切り上げ					

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		 ・スクリーニング評価 結果の相違
		加水的但是

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		の対象の相違
		(女川は,調査対象と
		して特定された敷地内
		可動源がない。)

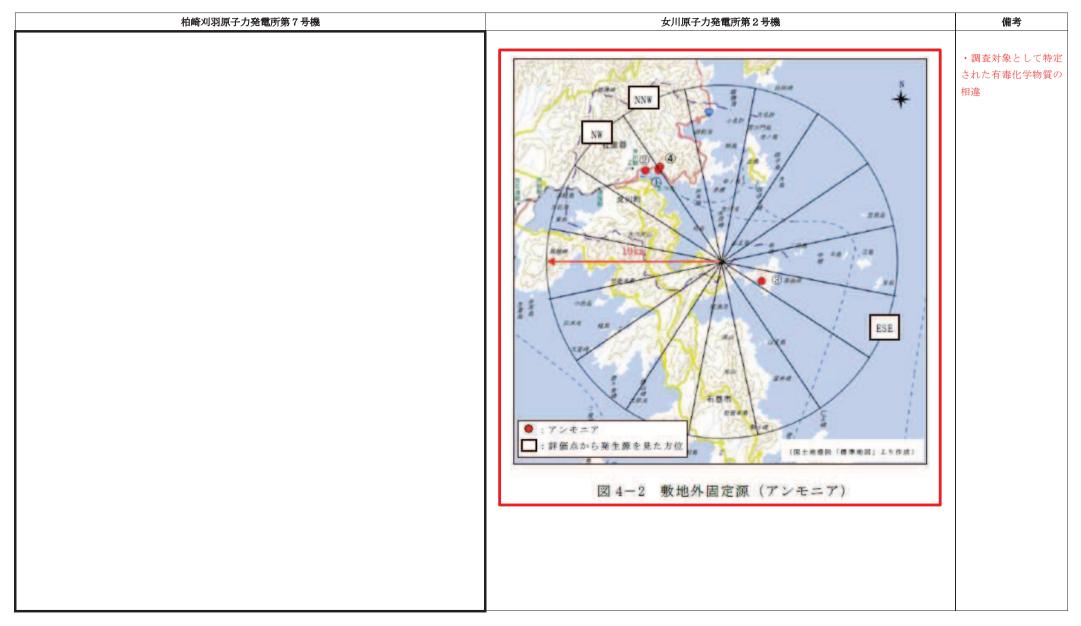
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		の対象の相違
		(女川は,調査対象と
		して特定された敷地内
		可動源がない。)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		の対象の相違
		(女川は,調査対象と
		して特定された敷地内
		可動源がない。)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・スクリーニング評価
		の対象の相違
		(女川は、調査対象と
		して特定された敷地内
		可動源がない。)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	固定源からの有毒化学物質の漏えい	
	+	
	有毒化学物質からの有毒ガスの発生	
	L	
	発生源から中央制御室換気空調系の給気口までの大気拡散	・設備名称の相違
	(固定源による有毒ガス濃度の評価)	
	中央制御室換気空調系の給気口から中央制御室バウンダリ内への取込	
	運転員の吸気	
	<u>k</u>	
	図 4-1 中央制御室の有毒ガス到達経路	・記載表現の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機 	備考
		 ・スクリーニング評価 対象の相違
		八家の旧座



柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機 	備考
		 ・スクリーニング評価 対象の相違
		八家の旧座

14-13-4(2)-朝鮮1 用注意なな回動的の始また-マッズ ・原始確認の想象	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
ソレニカー4(2)-昭祉1 選定施設(251)動産の特定について、・受料構成の相違			
マー・モー・セクロー・明知1 田を取及び可動類の特定について - 安容電像の相適			
141-1-5-4(2)労値1 固定規及び可価類の特定について ・ 立計構成の相違			
		VI-1-5-4(2)-別添1 固定源及び可動源の特定について	・資料構成の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	目次	
	1. 概要	
	2. 固定源及び可動源の特定	
	2.1 固定源及び可動源の調査	
	2.2 敷地内固定源	
	2.3 敷地内可動源	
	 2.4 敷地外固定源 3. 有毒ガス防護のための判断基準値の設定 	
	3. 1 母ルへ切聴いための刊断基準値の取止	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	 概要 有毒ガス防護に係る妥当性確認に当たっては、有毒ガス評価ガイドを参照して、有毒ガス防護に係る 影響評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性 状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内に ある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護の ための判断基準値を設定している。 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れを図1-1に示す。 本資料は、有毒ガス防護措置対象とした固定源及び可動源の特定並びに有毒ガス防護のための判断 	・記載表現の相違
	基準値の設定について説明するものである。 2. 固定源及び可動源の特定	
	2.1 固定源及び可動源の調査 女川原子力発電所の敷地内の有毒化学物質の調査に当たっては、図2-1及び図2-2のフローに従い、調査対象とする敷地内固定源及び可動源を特定した。 敷地内の有毒化学物質の調査対象の特定に当たっては、別紙1に示すとおり対象となる有毒化学物	・記載表現の相違
	留を選定し,該当するものを整理した上で,生活用品及び潤滑油やセメント固化の廃棄物のように製品性状等により運転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられるものについては類型 化して整理し,有毒化学物質の性状,貯蔵量,貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれがあ るか,又は,性状により悪影響を与える可能性があるかを確認した。 敷地外固定源の特定に当たっては,地方公共団体の定める地域防災計画に基づく調査を行った。さ らに,別紙2に示す検討を踏まえ,法令に基づく届出情報の開示請求により敷地外の貯蔵施設に貯蔵 された有毒化学物質を調査対象とした。	・記載表現の相違
	2.2 敷地内固定源 国際化学物質安全性カード等をもとに有毒化学物質を特定し、敷地内の全ての有毒化学物質を含 む可能性のあるものを整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているものや、セメント固 化の廃棄物のように製品性状等により運転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられ るものについては調査対象外とし、有毒ガス評価ガイド解説-4の考え方を参考に、図2-1及び表2- 1のとおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれ	
	があるか,又は,性状として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。 敷地内固定源の調査の結果,スクリーニング評価を必要とする敷地内固定源はないことを確認し た。	 ・設備の相違 (女川は、建屋内タン ク特定フローで調査支 象から除外される建た 内タンクがないことな ら評価を実施していな

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	2.3 敷地内可動源 国際化学物質安全性カード等をもとに有毒化学物質を特定し、敷地内の全ての有毒化学物質を含 む可能性のあるものを整理した。そして、生活用品のように日常に存在しているものや、セメント固 化の廃棄物のように製品性状等により運転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられ るものについては調査対象外とし、有毒ガス評価ガイド解説-4の考え方を参考に、図2-2及び表2- 1のとおり整理し、有毒化学物質の性状、貯蔵量、貯蔵方法等から大気中に多量に放出されるおそれ があるか、又は、性状として密閉空間にて人体に悪影響があるものかを確認した。 敷地内可動源の調査の結果、スクリーニング評価を必要とする敷地内可動源はないことを確認し た。	 ・記載表現の相違 ・調査対象として特定 された有毒化学物質の 相違
	 2.4 敷地外固定源 女川原子力発電所における敷地外固定源の特定に当たっては、地方公共団体の定める地域防災計 画を確認する他、法令に基づく届出情報の開示請求により敷地外の貯蔵施設に貯蔵された化学物質 を調査し、貯蔵が確認された化学物質の性状から有毒ガスの発生が考えられるものを敷地外固定源 とした。 調査対象とする法令は、化学物質の規制に係る法律のうち、化学物質の貯蔵量等に係る届出義務の 	・発電所の立地条件の
	ある以下の法律とした。 ・ 毒物及び劇物取締法 ・ 消防法 ・ 高圧ガス保安法 ・ ガス事業法	相違による差異 (女川は中央制御室か ら半径 10km 以内に都 市ガスがあることから 「ガス事業法」につい
	調査結果から得られた化学物質を、「2.2 敷地内固定源」の考え方をもとに整理し、流出時に多 量に放出されるおそれがあるかを確認した。 女川原子力発電所における敷地外固定源の調査では、地域防災計画及び上記の法令に基づく届出 情報から、敷地外固定源を抽出している。 これらのうち、地域防災計画から抽出された敷地外固定源は、消防法に基づく届出情報から抽出さ れた敷地外固定源に包絡されることを確認している。	ても調査を実施。) ・敷地外固定源の調査結 果の相違(女川は、有毒ガ ス防護判断基準値から見 て、中央制御室等に及ぼ す影響が大きいと考えら
	また,消防法,高圧ガス保安法及びガス事業法に基づく届出情報から抽出された敷地外固定源は, 届出情報等から,いずれもボンベ等に保管されていることを確認している。毒物及び劇物取締法から は敷地外固定源は抽出されなかった。 以上の調査結果を踏まえ,届出情報から抽出された敷地外固定源のうち,有毒ガス防護のための判 断基準値が最も小さいアンモニア(300ppm)については,大気中に放出された場合に中央制御室の運 転員及び緊急時対策所の要員に及ぼす影響が大きいことを考慮して,有毒ガス防護に係る影響評価 の観点からスクリーニング評価を実施することとした。	れるアンモニアを対象と してスクリーニング評価 を実施。高圧ガス保安法 に基づく届出から抽出さ れたアンモニアを対象に

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	敷地外固定源を抽出した結果を表2-2に示す。また,女川原子力発電所と敷地外固定源との位置関係を図2-3及び図2-4に示す。 なお,中央制御室等から半径10km以内及び近傍には,多量の有毒化学物質を保有する化学工場はないことを確認している。	 記載表現の相違 記載表現の相違
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の 相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女川原子力発電所第2号機		備考
			表 2-1 調査対象外とする考え方		
		グループ 調査対象	理由 調査対象として,貯蔵量,発生 源と評価点の位置関係,受動的 に機能を発揮する設備の有無な ど必要な情報を整理する。	物質の例 対象なし	 ・調査対象として特定 された有毒化学物質の 相違
			揮発性がないことから,有毒ガ スとしての影響を考慮しなくて もよいため,調査対象外とする。	硫酸,水酸化ナトリ ウム,低濃度薬品等	・記載表現の相違
	調	ボンベ等に保管 された有毒化学 物質	容器は高圧ガス保安法等に基づ いて設計されており,少量漏え いが想定されることから,調査 対象外とする。		 記載表現の相違 (固定源及び可動源の 調査結果の違いによる ものであり,調査対象
	查対象外	試薬類	少量であり,使用場所も限られ ることから,防護対象者に対す る影響はなく,調査対象外とす る。	分析用薬品	外とする考え方に差異 はない。) 女川における用途は以 下のとおり。
			屋外に多量に放出されないこと から,調査対象外とする。	屋内のタンク	 ・硫酸:純水製造用の薬 品等 ・水酸化ナトリウム:純
			評価地点との関係が密閉空間で ないことから調査対象外と整理 する。	六フッ化硫黄	 水製造用の薬品等 ・プロパン:焼却炉設備 の燃料 ・イソブタン:放射能分
					 析装置の計数ガス ・二酸化炭素:消火用ガス等 ・六フッ化硫黄:遮断器の絶縁ガス

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・設備の相違
		(女川は、建屋内タン
		ク特定フローで調査対
		象から除外される建屋
		内タンクがないことか
		ら評価を実施していな
		۷۱ _۵)
		・調査対象として特定
		・調査対象として特定された有毒化学物質の
		112 日本12日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11日本11
		(女川は、調査対象と
		して特定された敷地内
		可動源がない。)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女川原子力発電所第	2号機		備考
					・敷地外固定源の調査
		長 2-2 敷地外固定源			結果の相違
	関連法令	敷地外固定源	施設数	合計貯蔵量 (kg)	加木如但是
	-	アンモニア①	1	1500	
	高圧ガス保安法	アンモニア②	1	1500	
	ПЛЛИТИЦИ	アンモニア③	1	200	
		アンモニア④	1	200	
					-
					1

柏崎刈羽原子力発電所第7号機		女川原子力発電所第2号機		備考
	表	3-1 有毒ガス防護のための判断基準値		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
	有毒化学物質	有毒ガス防護のための判断基準値	設定根拠	11年11日子物員の
	アンモニア	300ppm	IDLH 値	(アンモニアは,「IDLH
				値がある:Yes」,「中枢
				神経に対する影響あ
				る:No」であることから
				IDLH 値を有毒ガス防護判断基準値として設
				定。)

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違

2022年8月23日 02-工-B-05-0020改2

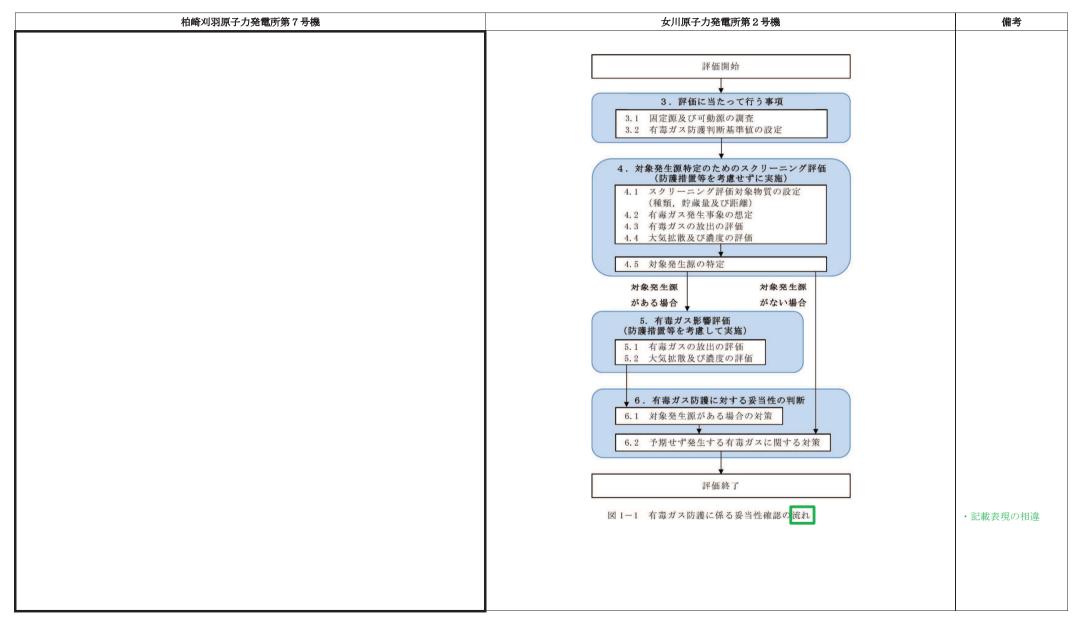
先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-5-4 (2) 中央制御室の機能に関する説明書(中央制御室の有毒ガス防護について))

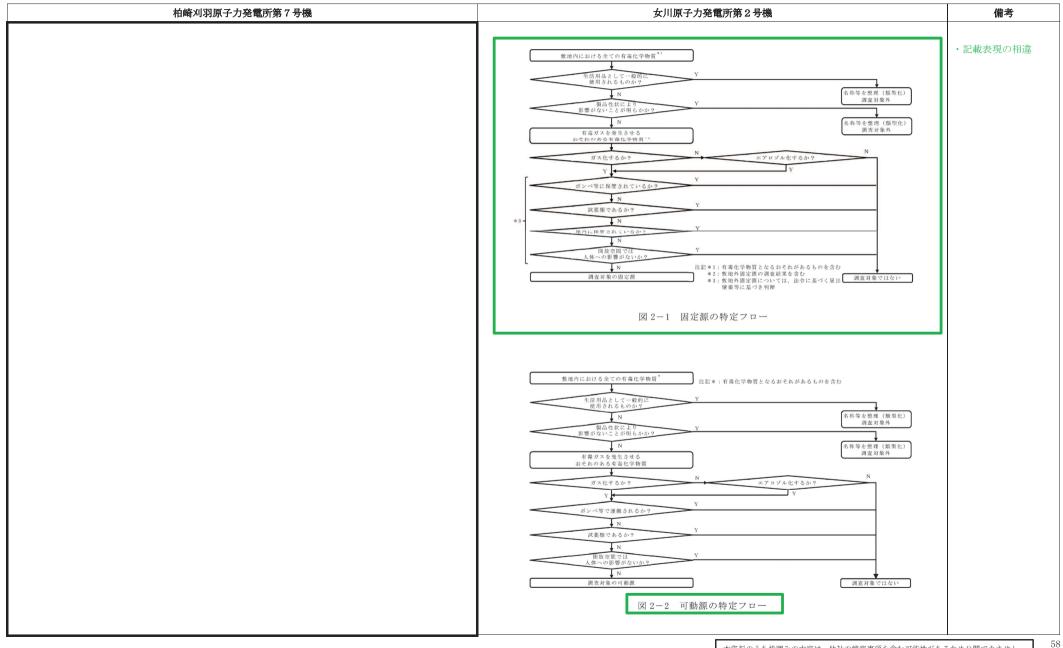
柏崎刈羽原子力発電所第7号機			女川原子力発電所第2号機	備考
		表 3-2 有毒ガス防調	獲のための判断基準値設定の考え方(アンモニア) 記載内容	・記載表現の相違
	(5	学物質安全性カード 豆期曝露の影響) ::0414, 10月 2013)	この液体が急速に気化すると、凍傷を引き起こすことが	
		基準値	がら加小加速を引き起こりことがある。 300ppm	
		③ 単 LC) データ	1 時間の LC ₅₀ 値(マウス)が 4,230ppm 等	
	IDLH (1994)	人体のデータ	IDLH 値 300ppm はヒトの急性吸入毒性データに基づいて いる。 [Henderson and Haggard 1943; Silverman et al. 1946] 最大短時間曝露許容値は, 0.5~1時間で 300~500ppm で あると報告されている。 [Henderson and Haggard 1943] 500ppm に 30 分間曝露された 7 人の被験者において, 呼 吸数の変化及び中等度から重度の刺激が報告されてい る。 [Silverman et al. 1946] IDLH 値があるが,中枢神経に対する影響が明示されてい ない。	
			を有毒ガス防護のための判断基準値とする 有毒ガス防護のための判断基準値設定の直接的根拠	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違

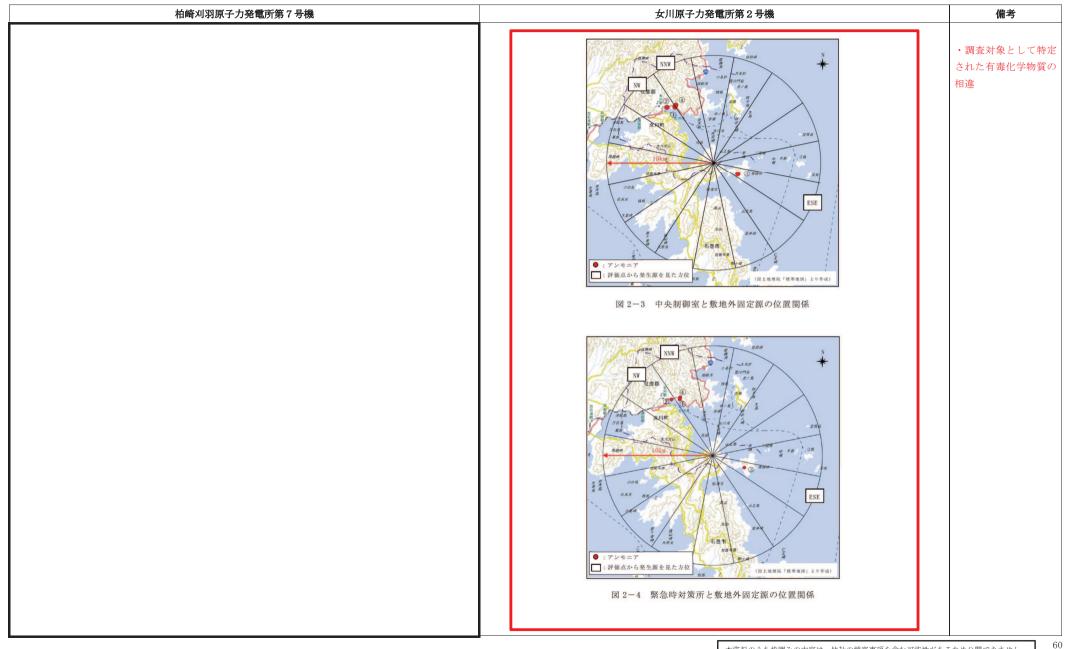
柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違

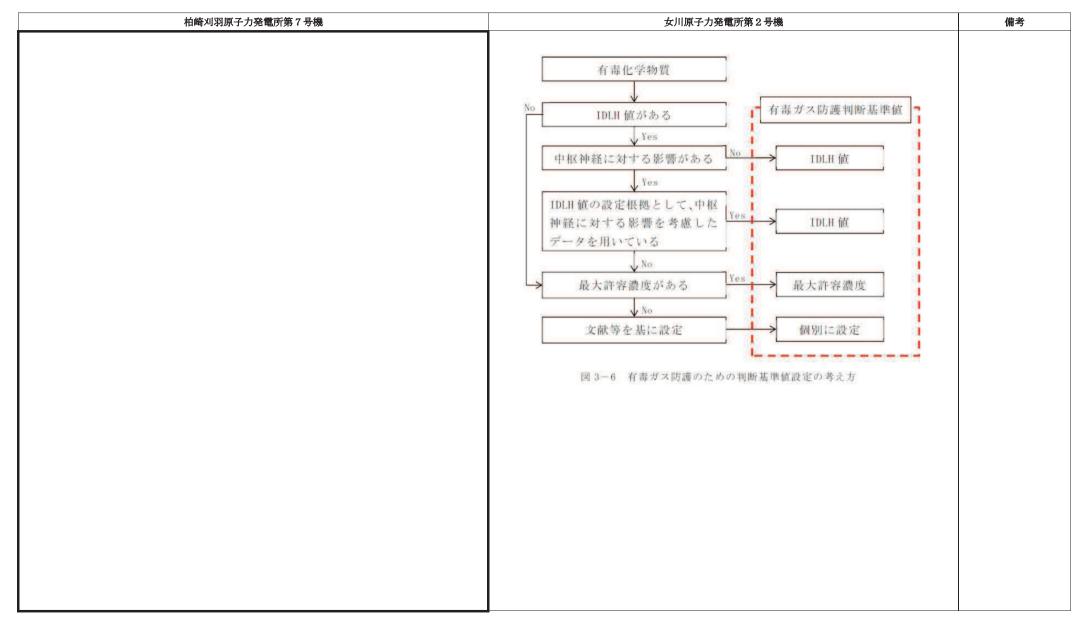




柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違



柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
		コナムなしていたち
		・調査対象として特定 された有毒化学物質の
		相違



柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	別紙1 調査対象とする有毒化学物質について	
	 有毒化学物質の設定 固定源及び可動源の調査において、有毒ガス評価ガイド3.1(1)では、調査対象とする有毒化学物質 を示すことが求められている。一方、有毒ガス評価ガイド3.1(2)で調査対象外の説明を求めている。 よって、有毒ガス評価ガイド3.1 で調査対象とする有毒化学物質は、有毒ガス評価ガイド1.3の有 毒化学物質の定義に基づき、人に対する悪影響を考慮した上で参照する情報源を整理し、以下のとおり 定義し、有毒化学物質を設定した。 	
	【有毒ガス評価ガイド記載】1.3 有毒化学物質:国際化学安全性カード等において、人に対する悪影響が示されている物質	
	 (1) 設定方法 Aに対する悪影響 「人に対する悪影響」については、有毒ガス評価ガイドにて定義されていないが、有毒ガス防護判断基準値の定義及びその参照情報として採用されているIDLH値や最大許容濃度の内容は、以下のとおりである。 	 記載表現の相違 記載表現の相違
	 b. 参照する情報源 有毒化学物質の選定のための情報源として、以下の3種類のものとした。 ①国際化学物質安全性カード(ICSC)による情報を主たる情報源とする。 ICSC にない有毒化学物質を補完するために、以下の2種類の情報源を追加し、網羅性を確保した。 ②急性毒性の観点で国内法令で規制されている物質 ③化学物質の有害性評価等の世界標準システム(GHS)で作成されたデータベース 	・記載表現の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	(2) 設定範囲	
	参照する各情報源において、「人に対する悪影響」(急性毒性影響)のある有毒化学物質として、	
	急性毒性(致死)影響物質,中枢神経影響物質,呼吸器障害の原因となるおそれがある物質を,図1	
	のように網羅的に抽出し、設定の対象とした。	
	主たる情報源(A) A-1:『急性毒性(改死)影響』のある化学物質	
	ICSC	
	補完するための情報源(B)	
	日-1:書特・唐敏(505 対象物質)(-基地動物取締乱)(人に対する急性毒性物質等) 日-2:消防活動組存物質(消防法)(常温又は木等との反応で有害物を生じるもの) B-3:毒性ガス (高圧ガス化発法)(人に対する急性毒性物質)	
	D*3・母性ガス(周囲ガス)株安田)(人に対する急は母は物財) B+4:SUS通知対象物(労働法)(労働者に危険・健康障害を生じる恐れのあるもの)	
	補完するための情報源(C) (-1:『色性素性(悪丸)』で耳分(>2)():分) アガキ)の物質	
	C-2:『呼吸器感作性』のある物質(アレルギー作用)	
	GHS (-3:「神秘影響」又は「修節作用」のある物質) 特定情的構築。 金舟 -4:「神吸器影響」又は「気道創業性」のある物質) 特定情的構築。 金舟 -5:「前えん有害性」のある物質(調えんした場合に呼吸器障害)	おおまねのおみ
		・記載表現の相違
	rent . Die beie kan werd La Kan die Jak die Jak die La Kan war	(政府によるGHS 分類 の記載フォーマットの
	図1 各情報源における急性毒性影響	変更(2020.6.30)に伴
	【出典元】	えていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい
	それぞれの情報源の出典等は以下のとおりである。	ノロイバベン(目) 生 /
	A. ICSCカード: 医薬品食品衛生研究所『国際化学物質安全性カード (ICSC) 日本語版』	
	·最終更新:令和2年7月21日	・更新日の相違
	B. 各法令	
	①消防法:危険物の規制に関する政令及びその関連省令	
	 ・最新改正:令和3年7月21日総務省令第71号 	・更新日の相違
	②毒物及び劇物取締法:医薬品食品衛生研究所『毒物及び劇物取締法(毒劇法)(2)毒劇物検	・記載表現の相違
	索用ファイル』	
	 ・最終更新:令和2年7月2日 	・更新日の相違
	③高圧ガス保安法:一般高圧ガス保安規則	
	 最新改正:令和3年2月22日経済産業省令第5号 	・更新日の相違
	④労働安全衛生法:厚生労働省『職場のあんぜんサイト:表示・通知対象物質の一覧・検索』	
	 ・最終更新:令和3年1月1日 	・更新日の相違
	C. GHS分類:経済産業省『政府によるGHS分類結果』	
	 ・最終更新:令和3年5月 	・更新日の相違

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機	女川原子力発電所第2号機 (3) 設定結果 上記の方法により、各情報源から抽出された有毒化学物質の例を表1に示す。 また、窒素及び水素については、麦2に示すとおりICSC及びGHSのデータベースにおいていずれも急性毒性に関する記載はないものの、ICSCの吸入の危険性において、「閉ざされた場所では窒息を起こすことがある。」との記載があることから、窒息性ガスも「人に対する悪影響」のある物質として抽出した。	備考

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 女川原子力発電所第2号機			備考			
		表1 各情報源から抽出された	有毒化学物質の調査	結果(例)		
	情報源			表例		
	THE TAX SOL	A-1:『急性毒性 (致死) 影響』のある化学 物質	・塩酸 ・ヒドラジン ・硫酸	 ・フッ化水素 ・塩素 ・二酸化窒素 		
	tese	A-2:『中枢神経影響』のある化学物質	・ヒドラジン ・メタノール ・エチレングリコール	・ほう酸 ・酸素 ・プロパン		
		A-3:『呼吸器障害による呼吸困難(窒息) 影響』のある化学物質	 ・塩酸 ・硫酸 ・フッ化水素 	 プロパン 硝酸 二酸化窒素 		
	国内法令	B-1:毒物・劇物(SDS 対象物質)(毒物劇物 取締法)(人に対する急性毒性物質等)	 アンモニア ・塩酸 ・ヒドラジン 	 ・メタノール ・フッ化水素 ・水酸化ナトリウム 		
		B-2:消防活動阻害物質(消防法)(常温又は 水等との反応で有害物を生じるもの)	 ・アセチレン ・生石灰 ・無水硫酸 	 水銀 ・ヒ素 ・フッ化水素 		
	規制物質	B-3:毒性ガス(高圧ガス保安法)(人に対す る急性毒性物質)	 ・アンモニア ・ベンゼン ・塩素 	 一酸化炭素 硫化水素 フッ素 		
		B-4:SDS 通知対象物(労衛法)(労働者に危険・健康障害を生じる恐れのあるもの)	・塩酸 ・ヒドラジン ・メタノール	 過酸化水素 水酸化ナトリウム 硫酸 		
		C-1:『急性毒性(吸入)』で区分1~3(人に 対して有毒)の物質	 ・塩酸 ・ヒドラジン ・硫酸 	 フッ化水素 ・過酸化水素 ・硫化水素 		
		C-2:『呼吸器感作性』のある物質(アレル ギー作用)	・塩酸 ・アセチルサリチル酸 ・クロム	・コパルト		
	GHS	C-3:『神経影響』又は『麻酔作用』のある 物質	・アンモニア ・ヒドラジン ・メタノール	 エチレングリコール 過酸化水素 炭酸ガス 		
			C-4:『呼吸器影響』又は『気道刺激性』の ある物質	・アンモニア ・塩酸 ・ヒドラジン	 ・メタノール ・エチレングリコール ・水酸化ナトリウム 	
		C-5:『誤えん有害性』のある物質(誤えん した場合に呼吸器隊害)	・スチレン ・ペンゼン ・トルエン	 ・キシレン ・水酸化カリウム 	・記載表現の相違 (政府による GHS 分類	
		-			の記載フォーマットの	
					変更(2020.6.30)に伴 う名称の相違)	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	表2 ICSC及びGHSにおける窒素及び水素の記載	
	ICSC GHS	 ・記載表現の相違
	窒素(気体) 【吸入の危険性】 容器を開放すると、閉ざされた場 ・急性毒性(吸入:ガス):区分に 所では空気中の酸素濃度が低下して、窒息を起こすことがある。 ・急性毒性(吸入:ガス):区分に 工短期曝露の影響】 ・呼吸器感作性:分類できない(ラークなし)	(政府による GHS 分類 の記載フォーマットの 亦再 (2020 6 20) に伴
	 窒素(液化) (吸入の危険性) 容器を開放すると、閉ざされた場 所では窒息の危険を生じる。 【短期曝露の影響】 液体は、凍傷を引き起こすことがある。 ・特定標的臓器毒性(単回暴露) 分類できない(データなし) ・誤えん有害性:区分に該当しない (分類対象外) 	
	【吸入の危険性】 容器を開放すると、閉ざされた場 所では空気中の酸素濃度が低下し て、窒息を起こすことがある。 【短期曝露の影響】 窒息。冷ガスに曝露すると、凍傷を 引き起こすことがある。	e -

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考	
	2. 有毒化学物質の抽出		
	固定源及び可動源の調査では、有毒ガス評価ガイド3.1のとおり、敷地内に保管、輸送される全ての		
	有毒化学物質を調査対象とする必要があることから,以下のとおり調査を行い,女川原子力発電所内で	・記載表現の相違	
	使用される有毒化学物質を抽出した。抽出フローを図2に示す。		
	(1) 有毒化学物質を含むおそれがある化学物質の抽出		
	女川原子力発電所において使用される有毒化学物質が含まれるおそれがある化学物質を調査対象	・記載表現の相違	
	範囲とし、以下のとおり実施した。		
	①設備,機器類		
	図面類,法令に基づく届出情報等により,対象設備,機器類を抽出した。		
	②資機材,試薬類		
	購買記録,点検記録,現場確認等により,対象物品を抽出した。		
	③生活用品		
	生活用品については、運転員の対処能力に影響を与える観点で考慮不要と考えられることから、		
	名称等を整理(類型化)し、抽出した。		
	(2) 有毒化学物質との照合		
	2. (1)で抽出した①, ②の化学物質について, CAS番号等をもとに, 1. (3)で設定した有毒化学物質		
	リストとの照合を行い、有毒化学物質か否か判定を行った。		
	(3) 抽出した有毒化学物質のリスト化		
	2. (1), (2)をとりまとめ,発電所で使用する全ての有毒化学物質としてリスト化した。		
	設備·機器類 資機材,試薬類 生活用品		
	有毒化学物質が含まれる おそれがあるもの		
	43-241.11.10-0-0-0		
	x		
	N		
	有毒化学物質*1か? N 対象外		
	Y +		
	全ての有毒化学物質*2 + 2:有毒化学物質となるおそれがあるものを含む		
	図2 有毒化学物質の抽出フロー		
	国2 有毒化学物質の抽出フロー		

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機	備考
	別紙2	
	敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について	
	対象とする法令は、環境省の「化学物質情報検索支援システム」にて、化学物質の管理に係る主要な法	
	律として示された法律及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 逐条解説」に示された化学	
	物質に関連する法律の内容を調査し、化学物質の貯蔵を規制している法律を選定した。	
	また,多量の化学物質を貯蔵する施設として化学工場等の産業施設が想定されることから,経済産業省	
	に関連する法律のうち、特にガスの貯蔵を規制する法律についても選定した。	
	具体的には、上記の法律のうち貯蔵量等に係る届出義務のある法律を対象として開示請求を実施した。 届出情報の開示請求を実施する法律の選定結果を表1に示す。	
	田山旧報ッフ囲小雨水を天肥りる広律の選足福木を衣1に小り。	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機	女川原子力発電所第2号機			備考
	表1 届出情報の開示請求を実施する法律の) 選定結果		
		貯蔵量等に係る	開示請求の	
	法律名	届出義務	対象選定	
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	×	×	
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関	×		
	する法律	×	×	
	毒物及び劇物取締法	0	0	
	環境基本法	×	×	
	大気汚染防止法	×	×	
	水質汚濁防止法	×	×	
	土壤汚染対策法	×	×	
	農薬取締法	×	×	
	悪臭防止法	×	×	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	×	×	
	下水道法	×	×	
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	×	×	
	ダイオキシン類対策特別措置法	×	×	
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	×	×	
	特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	×	×	
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	×	×	
	地球温暖化対策の推進に関する法律	×	×	
	食品衛生法	×	×	
	水道法	×	×	
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	×	×	
	建築基準法	×	×	
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	×	×	
	労働安全衛生法	×	×	
	肥料の品質の確保等に関する法律	×	×	
	麻薬及び向精神薬取締法	0	\times^{*1}	
	覚醒剤取締法	0	\times * ¹	が母にの古地を出っ
	消防法	0	0	・発電所の立地条件の
	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	×	×	相違による差異
	放射性同位元素等の規制に関する法律	0	×*2	(女川は中央制御室か
	高圧ガス保安法	0	0	
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	0	×*3	ら半径 10km 以内に都
	ガス事業法	0	0	市ガスがあることから
	石油コンビナート等災害防止法	0	×*4	「ガス事業法」につい
	注記*1:貯蔵量の届出義務はあるが,化学物質の使用禁止を目的とした <u>田たどに限定され、</u> <u>市</u> <u></u>	した。 であることから対 令ではなく,急性 」区及び仙台地区で	象外とした。 毒性に係る情	 ても調査を実施。) ・記載表現の相違 ・記載表現の相違 (最寄りの石油コンビ
		-		ナート等特別防災区域 の相違)